

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

当院の一般病棟(3階病棟)では1日に8人以上の看護職員(看護師および准看護師)が勤務しております。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝 9時00分～夕方17時30分まで、看護職員の1人当りの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時30分～翌朝9時00分まで、看護職員の1人当りの受け持ち数は15人以内です。

【近畿厚生局への届出事項に関する事項】

- ・地域包括ケア病棟入院料1
- ・診療録管理体制加算2
- ・感染対策向上加算3
- ・データ提出加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・認知症ケア加算3
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・在宅医療DX情報活用加算
- ・身体的拘束最小化推進体制加算
- ・口腔管理連携加算
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)

【入院食事療養費について】

当院は、入院時食事療養費/生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を随時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

区 分	◆1食あたりの負担額
一般の方	550 円
難病患者、小児慢性特定疾患患者の方（住民税非課税世帯を除く）	330 円
住民税非課税世帯の方	270 円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	220 円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	130 円

【明細書発行体制について】

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は計算窓口にてその旨をお申し出ください。

【保険外負担に関する事項について】

当院では、各種診断書、紙オムツ、死後処置などにつきまして、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。各種金額については別掲『診断書・証明書及び保険外負担にかかる費用』・『おむつ金額一覧表』をご参照ください。

令和8年6月1日

フジタ病院 病院長